

乳幼児健診のポイント

平岩 幹男

Rabbit Developmental Research

法律で乳幼児健診の実施が定められている国は極めて少ないが、わが国では母子保健法第12条の規定により1歳6か月児健診と3歳児健診がすべての子どもたちを対象として市町村が実施することが義務付けられている。このほかに厚生労働省の通知に基づき、ほぼすべての市町村で3～4か月児健診も行われているし、最近では5歳児健診を実施している市町村も見られる。なお1か月児健診は、産科で行われている場合と、小児科で行われている場合がある。最近では米国などでよりきめ細やかな乳幼児健診のシステムも制度化されつつある。わが国で広く乳幼児健診が行われるようになってから半世紀余りが過ぎたが、この間に乳幼児健診におけるテーマも社会状況などに合わせて変化してきた。しかし基本的には子どもと保護者にきちんと対応するという面では変わらない。最近では精神疾患を抱える保護者や若年出産で十分な社会的サポートが受けられない保護者などへの対応も小児保険に関わる場合には知っておく必要がある。最近では低出生体重児が増加傾向にあり、市町村によっては10%程度を占めている場合もある。これらの児の多くは在胎週数も短いことが多い、発達の評価は修正月齢で行うことが一般的であるが、公的な健診においては、対象者はあくまで生まれた日を基準としているため、修正月齢では2か月、3か月の子どもたちが健診の場に現れることもしばしばである。特に頸定など発達の指標として重要なものについては、決められた4か月時健診の場では評価できず、後日改めて評価が必要な場合もある。いうまでもなく保護者が傷つかないような対応も考えておく必要がある。最近では児童虐待や発達障害の早期発見の場としても乳幼児健診が位置づけられつつある。児童虐待に対しては、特にネグレクトや身体的な虐待の発見の契機にはなりうるが、虐待をしている場合には健診そのものを受けないことが多い。発達障害については1歳6か月児健診以降、早期発見の場として位置づけられているが、早期発見をしても適切なフォローアップ体制や療育体制がなければ発達の促進にはつながりにくいことが課題である。乳幼児健診は疾患や障害を見つけることだけではなく、広い意味での子育て支援であり、そうした認識を持って乳幼児健診に携わることが望まれる。